

序 章

第1節 計画作成の背景と目的

埼玉県南西部の東京都境に位置する所沢市は、首都圏 30 km域にあることから、戦後急速に開発が進み人口が急増しました。市域には、関越自動車道所沢インターチェンジのほか、JR 東日本 1 駅と西武鉄道 10 駅が所在し、特に西武池袋線と新宿線が交差する所沢駅を中心に、都心や観光地などへの交通アクセスもよく、再開発が進む発展のまちです。

歴史的にも、古代に東山道武蔵路とうさんどうむさしみち、中世に鎌倉街道が通り、江戸時代は宿継ぎ場として交通の要衝になり、三と八のつく日に市が開催され物流の拠点として発達しました。明治時代以降、こうした経済的背景から川越鉄道（現在の西武新宿線・国分寺線）や武蔵野鉄道（現在の西武池袋線）が敷設され、さらに明治 44（1911）年に日本初の飛行場が開設、「航空発祥の地」として日本の航空史に大きな足跡を残しています。

所沢市は、昭和 49（1974）年から市史編さん事業を開始して、資料の調査・収集・研究・普及を進めてきました。これまでの活動で調査・収集した資料は、地域住民の要望により開設された民俗資料館 3 館と、平成 6（1994）年に開館した埋蔵文化財調査センターにおいて保存・活用を進めています。しかしながら、多くの所蔵資料は役割を終えた教育施設に分散保管している状況が続いており、収蔵・公開の拠点として、また、調査・研究を行うことのできる施設の整備と専門職員の確保・育成は 30 年余りに及ぶ本市の課題です。文化財の多くは個人や団体が所有しており、代替わりに伴う相続、土地区画整理事業など再開発を起因とした滅失や散逸も危惧されます。これに加え、少子高齢化の進行による社会保障経費の増加、老朽化した公共施設などの維持や更新経費の増加など市の財政見通しは先行き厳しく、行政と所有者頼りの文化財保護では、後世への着実な継承は困難と言わざるを得ません。

第 6 次所沢市総合計画は、第 5 章「魅力・元気・文化を誇れるまち」、第 6 節「文化芸術・伝統文化」として、「文化財の調査・保存・活用」と「ふるさと研究の推進」をきっかけ、歴史文化の後世への継承に取り組んでいます。なお、「市民意識調査」直近 5 年間の結果では、「文化芸術・伝統文化」に関する施策の満足度は平均 18.3%と他の施策に比して高い数値ではありません。

国は、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かし、地域総がかりで継承に取り組む体制を整備するため、平成 31（2019）年 4 月 1 日に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（改正文化財保護法）を施行しました。この法律に基づき、本市では、「所沢市文化財保存活用地域計画」（以下「本計画」という。）を作成することで、市域にある文化財を改めて把握し、多種多様な文化財を本市の歴史文化の特性を踏まえて再整理して、その魅力を広く伝えていきます。

本計画は、子どもから高齢者まで様々な世代の市民の皆さんが、日々の暮らしの中で「ふるさと所沢」の歴史文化に親しみ、行政各部局と地域社会が一体となって、歴史文化を後世に伝えていくためのビジョンを共有するために作成しました。本市で生まれ育った方だけでなく、人生の転機などで所沢に居を定め第 2 のふるさととされている方、また、本市を訪れる方など、多くの人々が「ふるさと所沢」の歴史文化に興味・関心を抱き、地域総がかりで後世に継承していくことを目指すものです。

第2節 計画期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和15（2033）年度までの8年間とします。

計画の実施にあたって、「所沢市文化財保護委員会」及び「所沢市文化財保存活用地域計画協議会」の助言を得ながら進捗を管理し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。また、本計画の進捗は、「所沢市文化財保存活用地域計画協議会」において管理するものとし、第6章と第7章に記載の事業については、事務事業評価を用いて評価を行います。

なお、令和11（2029）年度に最上位計画である「所沢市総合計画」が次期計画へ移行するため、令和10（2028）年度末までに上位計画と整合性を図るための中間評価を行い、改訂の必要性などを検討します。中間評価の結果、本計画に軽微な変更を行う必要がある場合は、当該変更の内容について、埼玉県及び文化庁へ情報提供を行います。

また、次の変更を行う必要がある場合は、文化庁長官の変更の認定を受けることとします。

- ①計画期間の変更
- ②市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ③本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

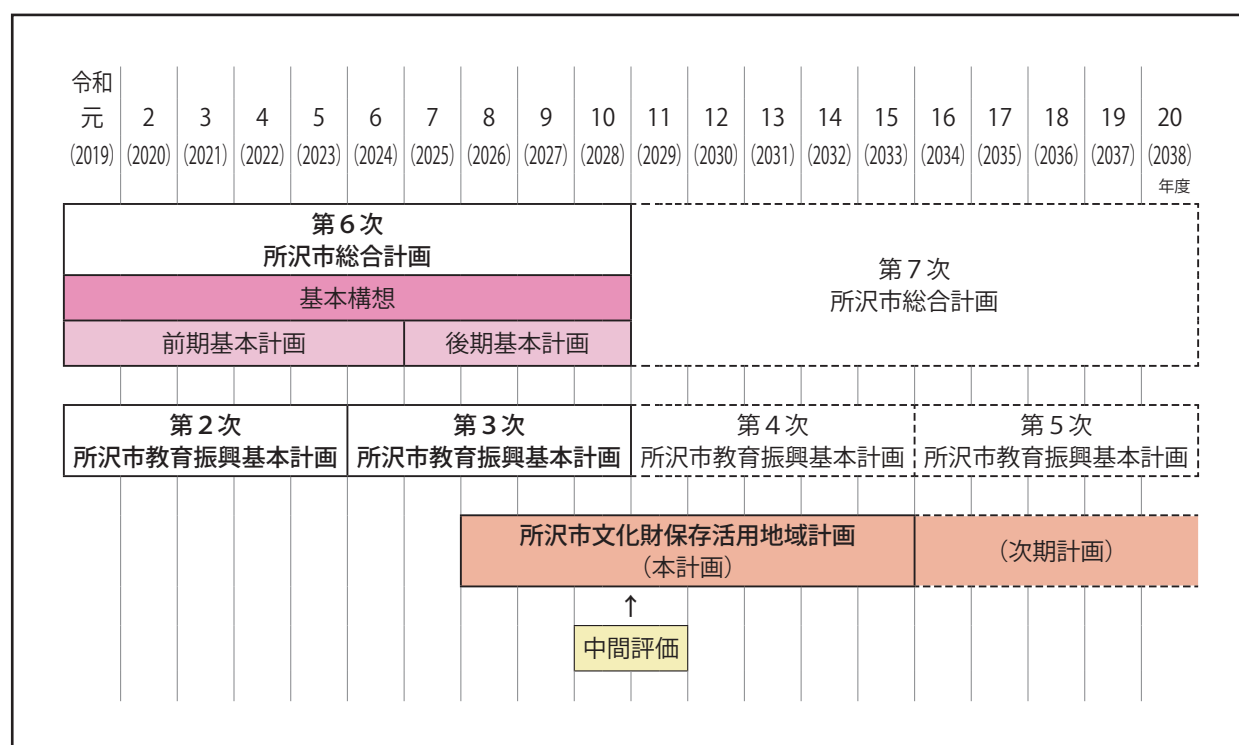


図1 上位計画・関連計画等の計画期間

第3節 地域計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づくもので、所沢市における文化財の保存・活用に関する総合的な法定計画として位置づけるものです。作成にあたって、県の方針である「埼玉県文化財保存活用大綱」を勘案しつつ、本市の最上位計画である「所沢市総合計画」や、教育分野の上位計画である「所沢市教育振興基本計画」との整合を図りました。また、文化財の保存・活用の推進に関わる関連計画などとの整合・連携を図りました。

上位計画と関連計画などにおける文化財の保存・活用に関する取組状況は、以下のとおりです。

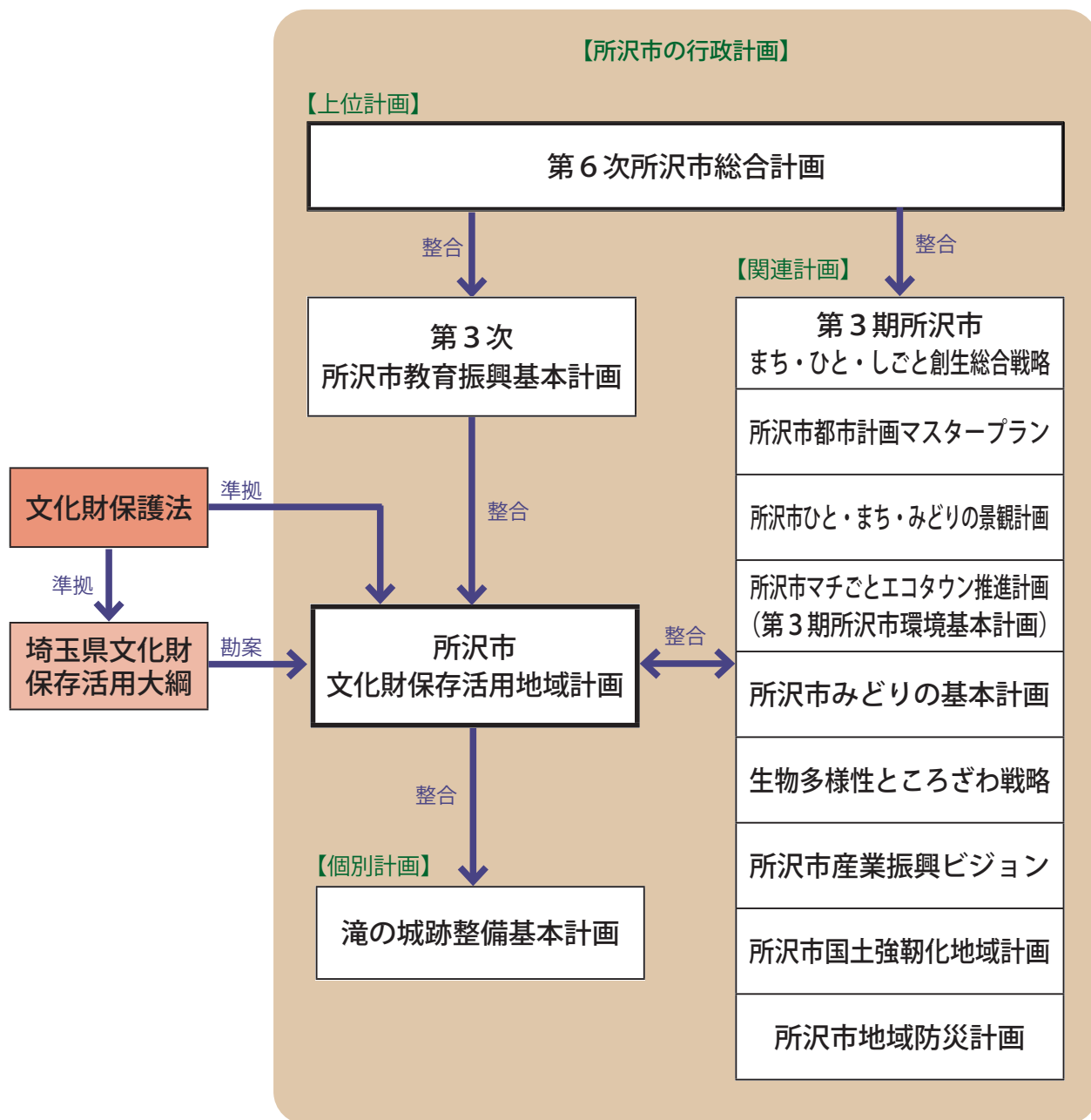


図2 所沢市文化財保存活用地域計画の位置づけ

○ 第6次所沢市総合計画

策定	平成 31（2019）年 3 月
計画期間	10 年間／令和元（2019）年度～令和 10（2028）年度
担当課	経営企画部経営企画課

絆、自然、文化 元気あふれる『よきふるさと所沢』

を将来都市像としてかけ、これを実現するために七つのまちづくりの目標を定め、特に優先的に進める取組を五つのリーディングプロジェクトに位置づけています。

令和 7（2025）年度から令和 10（2028）年度までの後期基本計画は、リーディングプロジェクト「所沢の魅力高めるまちづくり」において、主な取組に「文化財の調査・保存・活用」を位置づけるとともに、第 5 章「魅力・元気・文化を誇れるまち」第 6 節「文化芸術・伝統文化」に「文化財の調査・保存・活用」と「ふるさと研究の推進」を位置づけています。

○ 第3次所沢市教育振興基本計画

策定	令和 6（2024）年 3 月
計画期間	5 年間／令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度
担当課	教育総務部教育総務課

みんなが持っている三つの“宝”を掘り起こして大きく育てます

を基本理念としてかけ、これを実現するために三つの基本方針と 10 の目標を定め、目標達成のための 27 の施策を位置づけています。

目標 10「歴史文化の継承」において、施策 26「文化財の保存と活用」と施策 27「ふるさと所沢の調査研究」を位置づけ、「文化財の保存と活用」で、文化財や民俗芸能の保存継承・文化財の公開活用・歴史的建造物の保存活用・埋蔵文化財の調査と保存活用を、また、「ふるさと所沢の調査研究」で、「ふるさと所沢」の資料調査・「ふるさと所沢」の資料保存施設の整備・「ふるさと所沢」の魅力発信を進めていくことを示しています。さらに、目標 2「豊かな心の育成」において「郷土愛を育む教育の推進」を位置づけて、市の歴史文化を子どもたちに分かりやすく伝え学びのきっかけを作ります。



図3 「第3次所沢市教育振興基本計画」のグランドデザイン

○ 第3期所沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定	令和8（2026）年3月
計画期間	5年間／令和8（2026）年度～令和12（2030）年度
担当課	経営企画部経営企画課

魅力にあふれ、活力ある経済活動の中で安心して暮らせるまち

を目指して、四つの戦略方針と六つの重点プロジェクトを定めています。

戦略方針「(2) まちの魅力の向上」で、「まちに対して愛着や誇りを持ってもらう」をきっかけ、「歴史や文化・芸術を学ぶ」として、楽しみながら学ぶ機会を拡充することや航空発祥の地のPRなどを、また、「所沢の『美味しい』を広める」として、狭山茶やさといもなど本市の農産物のブランド化と地産地消を推進することなどを位置づけています。

○ 所沢市都市計画マスタープラン

策定	令和2（2020）年3月
目標年次	20年後／令和22（2040）年度
担当課	街づくり計画部都市計画課

自然と調和し 安心して住み続けられる 持続可能で魅力的な街

を街の将来像としてきっかけ、これを実現するために五つの考え方を示し、八つの分野別方針と五つの生活圏及び11の地区の地域別方針を定めています。

第3章「分野別方針」の5「活力・にぎわい～多様な活動が展開される活気あふれる街～」に、地域の歴史や文化を活かした街づくりに努めることを、8「景観～都市とみどりの景観が調和した街～」に、遺跡などの歴史的景観と、民俗芸能や織物のまち・航空発祥の地関連の文化的な景観の保全・継承に努めることを示しています。

○ 所沢市ひと・まち・みどりの景観計画

策定	平成23（2011）年度、令和7（2025）年度（一部改定）
担当課	街づくり計画部都市計画課

「ひと・まち・みどり」わたしたちが織りあげる ところざわ

を景観像としてきっかけ、これを踏まえた五つの景観づくりの基本目標を実現するため、四つの景観づくりの基本方針と14の個別方針を定めています。

第4章「良好な景観づくりのための行為の基準」では、主に土地利用や景観特性から区分した四つの景観ゾーンに応じた建築物などの景観形成基準を示しています。また、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針などを定めるとともに、所沢らしい良好な景観の形成に資する文化財または巨樹・巨木ふるさとの樹をとことこ景観資源に指定するなど景観まちづくりの施策を示しています。

○ 所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）

策定	平成 31（2019）年 3 月
計画期間	10 年間／令和元（2019）年度～令和 10（2028）年度
担当課	環境クリーン部マチごとエコタウン推進課

“人與人”、“人と自然”との絆で、子どもたちの未来を紡ぐ エコタウン所沢

を将来像としてかかげ、これを実現するために六つの基本方針を定めています。

基本方針 2「みどり・生物多様性の保全」に 2-3「希少な野生生物種の保全」を位置づけ、国の天然記念物ミヤコタナゴの種の保全に努めることを示しています。また、基本方針 5「魅力的な都市環境の創造」に 1-3「歴史・文化的遺産の保全と活用」を位置づけ、歴史的建造物や伝統文化の保存・継承と文化財に関する市民の関心と理解を高めることなどを示しています。

○ 所沢市みどりの基本計画

策定	平成 31（2019）年 4 月
目標年次	10 年後／令和 10（2028）年度
担当課	環境クリーン部みどり自然課

水とみどりがつくるネットワーク

～多様な生きものと人が彩り豊かに暮らすネットワークの構築に向けて～

をみどりの将来像としてかかげ、これを実現するために五つの基本方針を定めています。

基本方針 1「みどりの保全」で、狭山丘陵や三^{さん}富^{とみ}新田など長い歴史と文化の中で育まれてきたみどりの継承を、基本方針 5「みどりの活動の推進」で、環境学習や自然観察などみどりにふれあい学ぶ機会の充実を進めることを位置づけています。

○ 生物多様性ところざわ戦略

策定	令和 3（2021）年 4 月
計画期間	10 年間／令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度
担当課	環境クリーン部みどり自然課

身近に「生きもののにぎわい」を感じ心豊かに暮らす善きふるさと所沢

を将来像としてかかげ、これを実現するために四つの目標を定めて 13 の基本方策を示すとともに、先行して具体化する施策として五つのモデルプロジェクトを設定しています。

基本方策 1-4「野生生物を保護、管理する」で、国の天然記念物ミヤコタナゴなど絶滅の危機にある生きものの保護を進めることを示し、モデルプロジェクト「武蔵野の生きもの復活プロジェクト」で、武蔵野の清流とミヤコタナゴの野生復帰プロジェクトの取組を示しています。

○ 所沢市産業振興ビジョン

策定	平成 30（2018）年 1 月
計画期間	10 年間／平成 30（2018）年度～令和 9（2027）年度
担当課	産業経済部産業振興課

活力ある産業と豊かなくらしの融合で まちの魅力を飛躍させる ところざわ

を基本理念としてかけ、これを実現するために四つの基本方針を定めています。

基本方針 3「観光を軸とした新たな魅力とにぎわいの創出」は、文化財の活用と関連します。

○ 所沢市国土強靱化地域計画

策定	令和 4（2022）年 3 月
計画期間	概ね 5 年間／5 年ごとに見直し
担当課	危機管理室

四つの基本目標と九つの行動目標を定めています。

事前に備える行動目標 8「大規模自然災害被災後でも迅速な再建・復興ができるようにする」で、起きてはならない事態として「貴重な文化財や環境的遺産の喪失等による有形・無形の文化財の散逸・き損が発生する事態」を位置づけ、その対応方策を示しています。

○ 所沢市地域防災計画

改訂	令和 5（2023）年 4 月
担当課	危機管理室

総則・予防対策編、応急対策・復旧復興編、資料編・用語集の 3 編で構成されています。応急対策・復旧復興編の震災応急対策計画及び風水害応急対策計画において、「市民生活の早期再開」の文教対策として、文化財の被害報告を示しています。

○ 滝の城跡整備基本計画

策定	平成 22（2010）年 3 月
担当課	教育総務部文化財保護課

埼玉県史跡「滝の城跡」の保存管理と整備に関する基本計画です。

○ 埼玉県文化財保存活用大綱

策定	令和 2（2020）年 3 月
担当課	埼玉県教育局文化財・博物館課

文化財保護法第 183 条の 2 第 1 項に定める、埼玉県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱です。地域総がかりで文化財の適切な保存活用の促進を目指し、第 4 章「文化財の保存活用の目指すべき方向性と取組」で、1「文化財に関する理解を促し興味関心を高める」、2「文化財を適切に保存する」、3「文化財等を活用する」という三つの項目をあげています。

第4節 計画作成の体制

本計画の作成にあたって、所沢市文化財保護条例に基づいて設置された附属機関である「所沢市文化財保護委員会」から計画案に対する意見聴取を行いました。

また、文化財保護法第183条の9に基づく協議会として、有識者などで構成される「所沢市文化財保存活用地域計画協議会」を設置し、計画案の検討や意見聴取を行いました。

協議会の事務局は、所沢市教育委員会文化財保護課に置きました。

○所沢市文化財保護委員会 委員名簿

役職	氏名	専門	所属等	備考
委員長	林 宏一	美術工芸	元埼玉県立博物館館長	
副委員長	羽生 修二	建造物	東海大学名誉教授	
	金井 秀人	刀剣	埼玉県刀剣保存協議会理事	
	金澤 光	記念物	埼玉県魚類研究会	
	佐藤 孝之	古文書	東京大学名誉教授	
	新藤 康夫	考古	元八王子市文化財課専門幹	
	宮本 八恵子	民俗	民俗研究家	
	田中 信	考古	元川越市立博物館館長	
	新井 政明	絵画	日本美術院院友	～ R7.1

○所沢市文化財保存活用地域計画協議会 委員名簿

役職	氏名	選出区分	所属団体名等	備考
会長	針生 清美	知識経験を有する者	所沢市社会教育委員 国重文「黄林閣」管理人	
副会長	稲田 里織	市職員	所沢市教育委員会文化財保護担当参事	
	林 宏一	知識経験を有する者	所沢市文化財保護委員会 委員長	
	小峯 勝次	文化財の所有者・管理責任者	所沢市重松流祭囃子保存会 会長	
	小野 博	文化財の所有者・管理責任者	国重文「小野家住宅」所有者	
	須澤 一男	関係機関等の代表者	所沢航空資料調査収集する会 会長	
	三芳 文彬	関係機関等の代表者	所澤神明社 禰宜	
	新井 重雄	商業団体等の代表者	一般社団法人所沢市まちづくり観光協会 会長	～ R6.6
	見澤 英一	商業団体等の代表者	一般社団法人所沢市まちづくり観光協会 会長	R6.7 ～
	宮下 俊	商業団体等の代表者	公益財団法人角川文化振興財団 顧問	～ R6.12
	藤原 みなみ	商業団体等の代表者	公益財団法人角川文化振興財団 学芸員	R7.1 ～
	新妻 和重	商業団体等の代表者	株式会社ビクセン 代表取締役社長	
	松本 光司	関係行政職員	埼玉県教育局文化資源課 課長	～ R6.3
	飯田 徹	関係行政職員	埼玉県教育局文化財・博物館課 課長	R6.4 ～
	古田 晃一	市職員	所沢市商業観光課 課長	～ R7.3
	松本 圭四郎	市職員	所沢市商業観光課 課長	R7.4 ～
	加賀屋 浩介	市職員	所沢市みどり自然課 課長	～ R7.3
	金子 敦	市職員	所沢市みどり自然課 課長	R7.4 ～
	中村 啓	市職員	所沢市立教育センター 所長	～ R7.3
	大庭 真紀子	市職員	所沢市立教育センター 所長	R7.4 ～

○事務局

氏名	所属
木村 立彦	所沢市教育委員会文化財保護課
鈴木 蘭	所沢市教育委員会文化財保護課
濱本 恵代	所沢市教育委員会文化財保護課
古谷 芳貴	所沢市教育委員会文化財保護課

第5節 計画作成の経過

協議会の経過を含めた計画作成の経過を年度ごとに整理し、表1に示します。

表1 所沢市文化財保存活用地域計画 作成の経過

期日			項目	内容	
令和5 (2023) 年度	令和5年 (2023)	5月29日	第1回文化財保護委員会	・作成の進捗状況報告	
		7月26日～ 8月18日	アンケート調査の実施	・市民意識を把握するため所沢市市民意識調査に「後世に残したい歴史文化(残したいと思う歴史文化)」を盛り込む	
		7月28日	第1回協議会	・所沢市文化財保存活用地域計画の概要説明 ・意見聴取 ①後世に伝えたい所沢の歴史文化は何か ②それを保存・活用するために必要な取組は何か	
		8月4日～9月30日	アンケート調査の実施	・指定文化財所有者等を対象に実施	
		11月8日	第1回文化庁協議	・内容及び今後の確認など	
		11月30日	第2回文化財保護委員会	・所沢市文化財保存活用地域計画の概要説明	
令和6 (2024) 年度	令和6年 (2024)	3月28日	第3回文化財保護委員会	・作成の進捗状況報告	
		7月9日～ 8月2日	アンケート調査の実施	・市民意識を把握するため所沢市市民意識調査に「後世に残したい歴史文化(市民としてできるまたはやりたいと思うこと)」を盛り込む	
	7月22日	第2回協議会	・マスタープランの検討		
	8月29日	第1回文化財保護委員会	・作成の進捗状況報告		
	9月8日	ワークショップ開催	・「ふるさと所沢」の宝を守り伝える ～歴史文化で魅力あるまちへ～		
	10月8日	第2回文化庁協議	・スケジュール確認、素案に関する指摘など		
	11月1日	第3回協議会	・地域計画素案(序章から第4章)の検討 ・ワークショップの報告		
	11月26日	第2回文化財保護委員会	・地域計画素案(序章から第4章)の検討		
	令和7 (2025) 年度	令和7年 (2025)	1月31日	第4回協議会	・関連文化財群の検討
			1月31日	保存団体ヒアリング	・無形の民俗文化財保存団体のヒアリング
2月12日			文化庁調査官現地視察	・市域に所在する国重要文化財や関連文化財群などの視察	
3月10日			第3回文化財保護委員会	・作成の進捗状況報告	
3月27日			第3回文化庁協議	・スケジュール確認、素案に関する指摘など	
令和7 (2025) 年度			5月29日	第1回文化財保護委員会	・作成の進捗状況報告
			7月30日	第5回協議会	・地域計画素案(全体)の検討
			8月4日	第4回文化庁協議	・スケジュール確認、素案に関する指摘など
			8月28日	第2回文化財保護委員会	・地域計画素案(全体)の検討
			10月3日	第6回協議会	・地域計画面案(全体)の検討
	11月4日		第5回文化庁協議	・スケジュール確認、案に関する指摘など	
	11月7日		第3回文化財保護委員会	・地域計画面案(全体)の検討	
	令和8年 (2026)		1月5日～2月4日	パブリックコメント	
3月27日		第7回協議会	・地域計画面案の報告		
3月27日		第4回文化財保護委員会	・地域計画面案の報告		

第6節 本計画における文化財の定義

文化財保護法では、図4に示したように有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型の「文化財」を定義し、その保存と活用を図ることを定めています。

また、土地に埋蔵されている文化財を「埋蔵文化財」と定義し、保存のために必要な措置を講じることを定めているほか、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で、保存の措置を講ずる必要があるものを「文化財の保存技術」として選定し、その保持者及び保存団体を認定しています。

これらの文化財は、国・埼玉県・所沢市それぞれにとって重要なものとして、文化財保護法、埼玉県文化財保護条例、所沢市文化財保護条例で保護されています。

本計画は、上記法令によって指定等を受けている文化財はもちろん、未指定のものも含めて「文化財」と捉えます。

文化財の定義			
文化財保護法が対象とする文化財	文化財保護法第2条の6類型の文化財	有形文化財	歴史上、芸術上、学術上価値の高い有形の文化的所産 建造物／絵画／彫刻／工芸品／書跡／典籍／古文書／考古資料／歴史資料 等
		無形文化財	歴史上、芸術上価値の高い無形の文化的所産 演劇／音楽／工芸技術／生活文化 等
		民俗文化財	国民の生活の推移の理解のため欠くことのできない有形・無形のもの 〈有形〉 衣服／器具／家屋 等 〈無形〉 衣食住／生業／信仰／年中行事 等
		記念物	歴史上または学術上価値の高い遺跡 芸術上または鑑賞上価値の高い名勝地 学術上価値の高い動物、植物、地質鉱物 〈遺跡〉 貝塚／古墳／都城跡／旧宅 等 〈名勝地〉 庭園／橋梁／峡谷／海浜／山岳 等 〈動物・植物・地質鉱物〉
		文化的景観	人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地 棚田／里山／用水路 等
		伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群 宿場町／城下町／農漁村 等
	埋蔵文化財	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財
		文化財の保存技術	文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能

図4 本計画で対象とする「文化財」